

[事案 2022-312] 新契約取消請求

・令和5年10月23日 裁定打切り

<事案の概要>

自分の希望した契約内容と異なっていることを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年6月に契約した個人年金保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1)父が、銀行の担当者に対し、生前贈与を考えていること、贈与の金額は5年間で約500万円、自分が60歳になった時に10年間の年金として受け取れるようにしたいこと等の意向を伝えていたが、銀行では意向に沿う商品の取扱いがなかったことから、「追って保険会社から連絡がある」と案内された。
- (2)保険会社の職員Aと父が初回の面談をし、職員Aにも上記の意向を伝えた。2回目の面談では、父、職員A、職員Bが同席し、3回目の面談では、自分、父、職員A、職員B、募集人が同席した。
- (3)3回目の面談の際に示された設計書は、保険料払込期間が32年となっていたことから、父が「5年を希望しているのに、なぜ32年の契約になっているのか」と述べたところ、職員Aは「5年で払済にすることができ、そのようにした場合でも、支払った保険料より多くの年金がもらえる」旨の説明があった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約を払済にしたときには、その時点における解約返戻金が死亡保険金および年金の原資となるが、保険料を5年間払い込んだ後に払済にした場合は、払込保険料よりも年金受取額が多くなる内容にはなっていない。
- (2)募集当時、保険料を5年間支払い、その15年後に年金を受け取るタイプの商品があったので、仮に申立人父から保険料を5年間しか支払えないとの申し出があれば、そのような商品を紹介していたと思われる。そのため、申立人父から、5年間に限って払込保険料を生前贈与するとの話はなかった。
- (3)申立人らと面談をしたのは、当時の営業所長、職員B、募集人であり、職員Aは在籍が確認できず、申立人らに対して契約の内容を説明することはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、申立人父、営業所長、職員B、募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1)申立人の主張によれば、募集には職員Aが深く関与し、最も重要な役割を果たしているところ、双方の主張・陳述が食い違っている上、客観的な証拠がなく、申立人らの事情聴取によっても、申立人父が生前贈与に関する意向を伝え、本契約の説明をした人物が誰であ

るかという、基本的な事実を認定することができなかった。

- (2) 職員 A が誰であるか認定できない以上、申立人および申立人父と担当者との間にどのようなやり取りがあったか、また、申立人が主張するように誤信していたか否かの事実を認定することもできない。
- (3) 事実関係の対立が顕著である事案については、慎重な事実認定が要請される場所、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、保険会社の反対尋問権も保障される裁判手続における申立人らの証人尋問手続を経て、慎重に事実関係を確認すべきと考える。